

大仙市最低制限価格取扱要綱の運用について

大仙市最低制限価格取扱要綱の運用について次のとおり定める。

- 1 第3条の最低制限価格制度を適用する「発注者が特に必要があると認めたもの」とは、発注案件ごとに入札契約資格等審査委員会において審議し、決定するものとする。
- 2 第3条第2号の「競争入札に付する製造その他についての請負（建設コンサルタント業務等を除く。）」の解釈は、請負契約が「仕事の完成」を目的とした契約であることから、次の各号のいずれかに適合するものとする。
 - (1) 建築物、構造物等の修繕
 - (2) 印刷製本業務
 - (3) 製作を目的とする業務委託
 - (4) 除草、塵芥除去、植物管理等の業務委託（完成時の形状に責任を負うもの）
- 3 業務委託契約のうち、以下の案件については一定の行為の遂行を目的とした委任契約であるため、原則として最低制限価格は適用しない。
 - (1) 長期継続契約に該当する業務委託
 - (2) 長期継続契約に準ずる一定期間継続的に繰り返し行う業務委託

(平成23年4月1日施行)

(平成29年7月1日施行)

(令和2年4月1日施行)